

2022年2月
日本生命健康保険組合

任意継続被保険者の保険料の算定方法の変更について

任意継続被保険者の保険料の算定方法について、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により、日本生命健康保険組合の規約改正を行い、以下の通り変更いたします。

記

【任意継続被保険者制度の概要】

任意継続被保険者制度は、健康保険の被保険者が退職した後も選択によって、引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度。

1. 任意継続被保険者の保険料

[現行制度]

次のいずれか低い方の額に日本生命健康保険組合の保険料率を乗じた額

- a. 本人の退職時の標準報酬月額
- b. 前年の9月30日における一般被保険者・任意継続被保険者の平均標準報酬月額



[改正後]

本人の退職時の標準報酬月額に日本生命健康保険組合の保険料率を乗じた額

※「任意継続保険料額表」は、以下のHPに登載しております。

<登載先>

日本生命健康保険組合オフィシャルHP（社外サイト）> ライフシーン編>
“任意継続被保険者になるとき”

URL: <https://nissay-kenpo.or.jp/>

2. 施行日

2022年4月1日以降に一般被保険者資格を喪失した者（2022年3月31日以降の退職者）より適用

以上